

体系的・創造的法的思考とその教育方法

吉野 一

明治学院大学法学部・教授

yoshino@law.meijigakuin.ac.jp

体系的・創造的法的思考とその教育方法

030308

吉野 一

明治学院大学法学部・教授

<mailto:yoshino@law.meijigakuin.ac.jp>

<http://www.meijigakuin.ac.jp/~yoshino>

目次

- 1 はじめに
- 2 体系的・創造的法的思考とは何か
- 3 体系化の枠組み
- 4 統合法ルールの創設
- 4a 統合法ルールの創設の教育方法
- 5 判決例から法ルールの抽出ーケース・メソッド
- 6 法ルールの必要十分条件化
- 7 諸法ルール文間の論理矛盾の解消
- 8 むすび

1 はじめに

- 現在の司法試験合格者・司法修習生あるいは法学部学生は体系的法的思考に弱いと言われる。
- 法科大学院設立の理由の一つとして、体系的法的思考ができる法律家の養成の必要性が説かれた。
- 体系と言われると、人はまず演繹体系を想起し、概念法学的思考あるいは硬直した法思考を連想するかもしれない。
- しかし、要請されているのは、そのような思考ではなく、体系的関連の中で創造的思考を行う能力の育成である。
- 本報告では、さらに一歩進めて、体系化を行うこと自体に創造性を認め、自ら体系化を行う思考能力を体系的・創造的法的思考と呼ぶ。
- 体系は、所与の知識として学生に与えられるべきではない。学生自身が体系化する能力を育成すべきである。
- 本報告は、体系的・創造的法的思考の構造を明らかにするとともに、そのような思考力を育成するための教育方法について論じる。

2 体系的・創造的法的思考とは何か

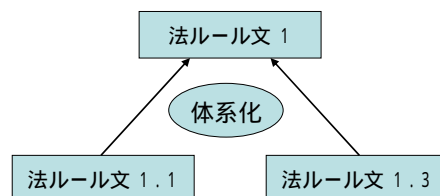
- 体系的法的思考とは、個々の法的判断を体系的関連の中において行う思考である。
- 創造的法的思考とは、法創造を行う思考である。
- 法創造とは、法文の創設である。すなわち、既存の前提から演繹できない法文を新たに定立することである。
- 体系的・創造的法的思考とは、法創造を体系化の方向で行う思考である。すなわち、新たな法文を体系化の方向で創設する思考である。
- それは体系自体を作り上げる法的思考である。

3 体系化の枠組み

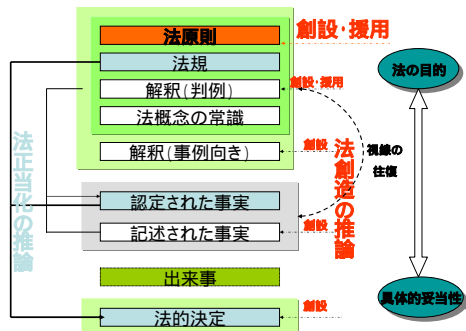
- 体系化に三つの方向がある
- 複数の法ルール文からそれらを統合する一つ法ルール文を創設する。
- a判決例から法ルールの抽出
- 法ルール文の必要十分条件化。
 - 法律効果発生のための十分条件を規定する法ルール文を確定すると共に、必要条件を規定する法ルール文を確定する。
- 諸法ルール文間の論理矛盾を解消する。
 - そのために、法文の効力の優先に関するメタ法ルール文を適切に適用していく。

4 統合法ルールの創設

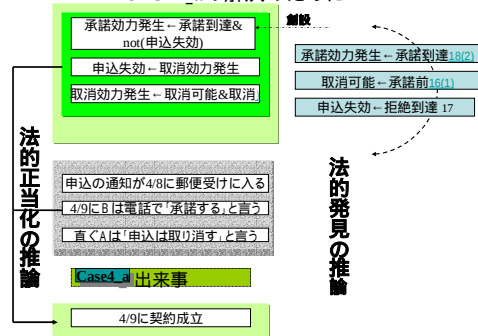
複数の法ルール文からそれらを統合する一つ法ルール文を創設する。



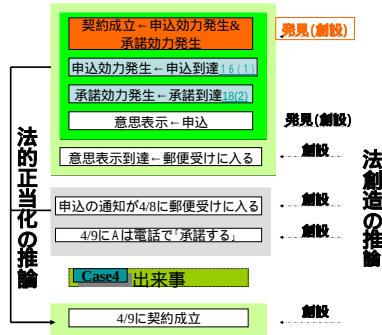
法適用における統合法ルール創設



体系化と創設の推論 - 承諾ルールの創設 CASE4 aの解決のために



正当化の推論と創造の推論 - 設例4_0の例



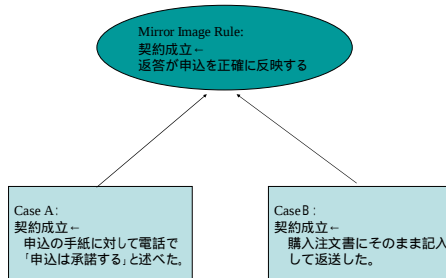
5 判決例から法ルールの抽出 ケース・メソッド

- ケース・メソッドは、過去の諸判決例（ケース）を素材として、教育する方法である。それは、伝統的なコモンロー・教育では、過去の諸判決例の分析を通じて、妥当する法（ルール）を抽出する方法である。米国では、コモンローの法原則を個々の判決例から学生に抽出させる訓練を行う。
- ケースメソッドにおいては、学生はクラスに出る前に、実際の判決例を読んでくる。学生は判決理由にかかれたところから一般的な法原則を抽出することを試みる[1]。
- 学生は、教室で教師に指名され、彼の発見した法原則を提示し、それがなぜ裁判所の判決とその理由付けから支持されるかを、判決の推論過程を分析した上で、説明することが期待されている。

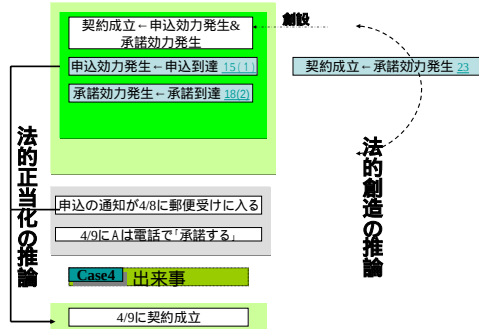
4a 統合法ルール文の創造の教育方法

- 法体系の教育方法
 - 知識の体系を示す
 - 問題解決に知識を適用して推論する（問題を替えて）
 - 知識の体系化を自ら行う→法創造教育
- と には法律知識ベースシステム利用が有効
- には法律知識ベース作成が有効
- 注意: 法文の創設であり、法創造に関わる。
- 自ら体系化する能力を養うことが重要。

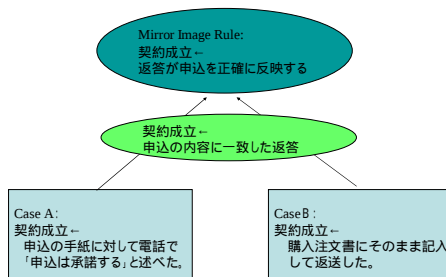
鏡像原則 (Mirror Image Rule) の発見



体系化と創造の推論 - 契約原則創設の例



鏡像原則 (Mirror Image Rule) の発見



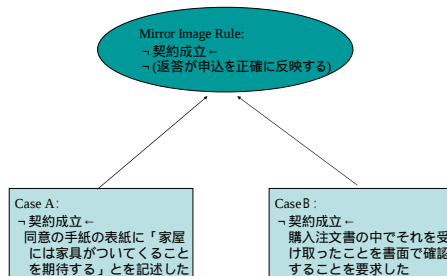
Case A : Arden v. Horan

- (A)家屋の売り渡しの申込に対して、被申込者が売主の書いた契約書に署名して返送したが、その手紙の表紙に「**家屋には家具がついてくることを期待する**」旨を記述した場合で、売主が家屋の売却を拒否し、買主が売主の契約違反を争った事件で、裁判所が契約は成立していないとして売主勝訴の判決を下したケース (Arden v. Horan, 366 A.2d 162 (Supreme Ct. of Rhode Island, 1976))、

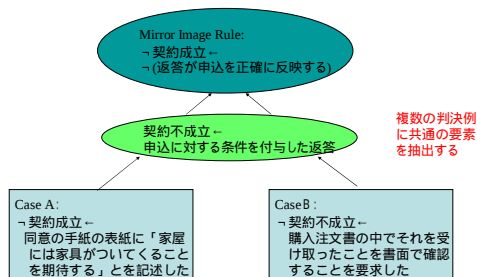
Case B: Poel v. Brunswick-Balke-Collender Co.

- (B)生ゴムのブローカーが一定の量の生ゴム製品をある会社へ売ることを書面で申込をしたのに対し、申込者の文言と正確に一致する購入注文書で返答したが、その購入注文書の中でそれを受け取ったことを書面で確認することを要求した場合で、裁判所は、買主が注文書の書面による受け取りの確認を要求したが、それは売主の元の申込にはなかったが故に、契約の成立を認めなかったケース。 (Poel v. Brunswick-Balke-Collender Co., 110 N.E. 619 (New York Court of Appeals, 1915))

鏡像原則 (Mirror Image Rule) の発見



鏡像原則 (Mirror Image Rule) の発見



ケース・メソッドにおける法ルール文生成の教育方法 (案)

- 目標: 諸事例から法ルール文 (仮説) を生成する
- 同じ結論を有する複数の類似した事例間に共通の事態 (類型) を抽出する訓練をする。
 - 各判例において結論とその結論に至る決定的ファクターとなる事態を特定し、個別法ルール文を生成する。
 - 複数の事例の事態間に共通する要素を特定し、それらの事態を包摂しうる上位概念の事態を見つける。
 - この結論を法ルール文の法律効果とし、この事態を積極要件とする。
 - 上述の例: 契約成立 -> 申込の内容に一致した返答
- 異なった (否定) 結論を有する類似した複数の事例間に違う事態を抽出する訓練をする。
 - その事態がその異なった結論に至る決定的ファクターであるかどうかを確認させる。
 - この事態を生成する法文の消極要件とする。
 - 上述の例: -> 契約成立 -> 申込に対する条件を付与した返答
- これらを通じて、法ルール (仮説) を作成させる。
 - 法律効果 - 積極要件 & not (消極要件)

6 法ルール文の必要十分条件化

- 十分条件の法ルール文を創設する。
- 法律効果 ← 法律要件 1
- 必要条件の法ルール文を創設する。
- → 法律効果 ← → 法律要件 1
- 必要条件の法ルール文を導き出す。
- 法律効果 ← → 法律要件 1

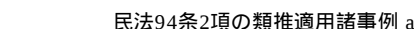
日本の法学教育におけるケースメソッドの利用方法ー類推適用事例の利用

- 成文法である日本においては、制定法と理論の役割を十分認識させながら、ケース・メソッドを用いる必要がある。米国においても、制定法の意味を具体的に教授するために、制定法の適用例としての判決例 (ケース) が用いられる。これは、制定法でないコモンローにおいて個々のケースから法ルールを抽出する本来のケース・メソッドとは異なるが、なおケース・メソッドとも呼ばれている。成文法である日本において、この後者の意味におけるケース・メソッドの利用が中心となる。判決例を用いて法の具体的内容とそれを確認する方法とを学生に教授する。
- わが国においても本来のケースメソッドを用いることも可能である。それは、適切な法の不在の場合に法規の類推適用の諸事例から法原則とを抽出するような場合である。

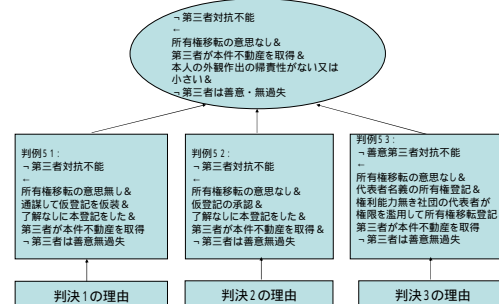
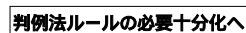
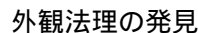
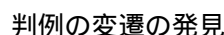
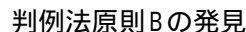
民法 94 条 2 項の類推適用の代表事例

- 建物所有権移転登記手続等請求事件 (最高裁判所第 2 小法廷判決 / 昭和 26 年 (オ) 第 107 号、破棄差し戻し) 要旨
- [事実]
 - A は、0 から 50 所有の家屋を買い受けた後、その所有権を移転する意思がないにもかかわらず、A から B 名義に所有権移転登記を受けることを承諾し、B はこれを登記した。その後、B はその家屋を第三者 C に売却し、C 名義に所有権移転登記がなされた。これに対し、A は C が所有権取得登記の抹消登記手続をなすべきことを、また B が所有権移転登記をなすべきことを請求し、その根拠として本件建物が A の所有に属し B および C は所有権を有しないことを主張した。
- [判決理由]
 - 0 から 50 所有の家屋を買い受けた A が B にその所有権を移転する意思がないにもかかわらず、0 から 50 名義に所有権移転登記を受けることを承諾したときは、民法第 94 条第 2 項を類推適用し、A は B が所有権を取得しなかったことをもって善意の第三者に対抗し得ないものと解すべきである。
- [参照条文]
 - 民法 94 条 2 項 [虚偽表示] 相手方と通じて為したる虚偽の意思表示は無効とす。
 - 前項の意思表示の無効は之を以て善意の第三者に対抗することを不得とす。

(建物所有権移転登記手続等請求事件(昭和26年(才)第107号 同29年8月20日第二小法廷判決

民法94条2項の類推適用諸事例 b

判例法原則Aの発見



7 諸法ルール文間の論理矛盾の解消

- 実際の法ルールは表面上は矛盾する場合も多い。
- 諸法ルール文間の論理矛盾を解消する必要がある。
- そのために、法文の効力の優先に関するメタ法ルール文を適切に適用していく。
 - 上位法 > 下位法
 - 特別法 > 一般法
 - 新法 > 旧法
- 法の世界は、時間の経過と共に事実も法も増えていく。この知識の増加に対応する演繹体系化も重要である。

8 むすび

- 本報告において、体系的・創造的法的思考とは何か明らかにした。
- そして体系化の三つの枠組みを明らかにした。それに従って、
- 統合法ルール文を創設する方法をCISGの諸条文の体系化の例で示した。
- 判決例から法ルールの抽出する過程を米国の契約法の例で明らかにした。
- また法ルール文の必要十分条件化の過程を示した。
- さらに我が国におけるケース・メソッドの方法を民法94条項の類推適用の例で検討した。
- 最後に、諸法ルール文間の論理矛盾を解消するための効力に関する法ルールの適用について示唆した。
- 以上の報告の精緻化と明晰化を成果報告書完成までに行いたい。
- 法創造教育法の開発と法創造教育支援システムの開発に向けて、さらに上記の分析を詳細化し、発展させたい。